

教員及び助手の定年に関する規程

制定 昭和48年4月 1日

改正 平成19年3月28日

(趣 旨)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2の規定に基づき、教員及び助手の定年、並びに非常勤の講師の委嘱年齢に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 年)

第2条 教員及び助手の定年は65歳とする。

(退職の時期)

第3条 定年に達した教員及び助手は、定年に達した日の属する学年の末日に退職するものとする。

(非常勤の講師の委嘱年齢)

第4条 非常勤の講師を委嘱できる年齢は、年度内において70歳以下とする。

(補 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は学長が定める。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年2月10日から施行する。
- 2 この規程施行の際、68歳を超える非常勤の講師の委嘱年齢限度については、別に定める。

「岐阜市立女子短期大学教員の定年等に関する規程」附則第2項に規定する委嘱年齢限度について

昭和59年2月10日

昭和58年度第18回教授会決定

標記の委嘱年齢限度を下記のように定める。

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 75歳以上の者 | 昭和59年度より2年度以内に達する年齢 |
| 75歳に満たない者 | 昭和59年度より3年度以内に達する年齢 |

附 則

この規程は、平成元年10月20日から施行する。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。